

事 務 連 絡

平成25年3月29日

大阪労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年12月18日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2
のとおり回答する。

記

- 1 大阪労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案
- 2 本件については、 [] 中皮腫との診断は妥当である。

[]
[]
[]
したがって、業務上の疾病に該当するものとして取り扱われたい。

事 務 連 絡

平成25年3月29日

大阪労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年11月12日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2
のとおり回答する。

記

1 大阪労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案

2 本件については、 []
[]
[]

したがって、医学的所見から相応の石綿ばく露を受けた事実は認められない
ことから、業務上の疾病に該当しないものとして取り扱われたい。

